

商工委員会議録第四十号

昭和三十一年四月二十六日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

- 委員長 神田 博君
- 理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
- 理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君
- 理事長谷川四郎君 理事中崎 敏君
- 理事永井勝次郎君

- 秋田 大助君 阿左美廣治君
- 宇田 耕一君 大倉 三郎君
- 菅野和太郎君 椎名悦三郎君
- 篠田 弘作君 島村 一郎君
- 鈴木周次郎君 田中 角榮君
- 田中 龍夫君 中村庸一郎君
- 野田 武夫君 南 好雄君
- 山本 勝市君 佐々木良作君
- 佐竹 新市君 多賀谷貞稔君
- 田中 武夫君 田中 利勝君
- 帆足 計君 松尾トシ子君
- 松平 忠久君

出席政府委員

- 總理府事務官 (公正取引委員会事務局長) 坂根 哲夫君
- 總理府事務官 (經濟企画庁計画部長) 大來佐武郎君
- 通商産業事務官 川野 芳滿君
- 通商産業事務官 (大臣官房長官) 岩武 昭彦君
- 通商産業事務官 (通商産業事務官) 小室 恒夫君
- 通商産業事務官 (公益事業局長) 川上 爲治君

委員外の出席者

- 専門員 越田 清七君

四月二十六日
委員水谷長三郎君辭任につき、その補欠として八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
電源開發促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
纖維工業設備臨時措置法案(内閣提出第八三号)

○神田委員長 これより會議を開きます。
電源開發促進法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。田中利勝君。

○田中(利)委員 下流増の問題について長い間十分審議されてきました。その審議の過程に疑問の点があるのでその点明らかにしていただきたいと思うのであります。御承知の通り下流増のこの問題について、たとえば問題の一番多い東北地方において、特に東北の一般住民との利害関係の深い東北電力、こういう問題が大きな一つの政治問題として今日起っていることは事実であります。従って政府の提案されるおる下流増の問題が、このまま委員會を通過するといはしますならば、實際問題として東北電力の問題に限ってのみまして、それがやがて電料金の値上げの問題として尾を引くようなことがあり得るのかどうかというこの一点を

明確にしていたいただきたいと思うのであります。
○川上政府委員 下流増の問題につきましてはこれは全国的な問題でありまして、私もこの法律によりましてこういう原則をどうしても立てなければならぬというふうに考えております。東北だけの問題ではありますので、全国的な問題でありますので、さように考えておるわけでありまして、さかしたとえば東北というように特別な地域におきましてどうしても電料金が高くなつてはそこの地方の産業が伸びないというふうな非常に特殊なケースがありまして、国としてどうしてもその地方の電料金は安くしなければならぬというふうな場合におきましては、私は電料金の問題として將來調整をしなければならぬというふうに考えております。

○佐々木(良)委員 関連。今の田中委員の質問は、一般にこの問題が直ちに電料金に関係するがごとくに地方に流布されておる向きが多い、従って例を東北電力にとつた場合に、本来ならばこれだけ金がふえてくるのだから、従って上げなくてもいいのだけれども、これがふえなくなると、つまり下流増を支払わなければならないようになる、電料金を上げなければならないならぬという話が出ておるが、それが直接そういう関係にないものと思ふがどうか。そういう質問ですから、下流増の問題と電料金の値上げという問題が地域的に結びついて流布され

ておる話があるということをお聞きしております。つきり答弁して下さい。
○川上政府委員 將來下流増を払うということになりまして、そのために東北地方におきまして特別に料金を上げるといふようなことがあるかどうかというふうな御質問だと思ふのですが、私どもの方としましては、この問題につきましては、必ずしも東北についてそのために特別に料金を上げるといふようなことは今のところ考えておりません。ただ東北地方におきましては、その他のいろいろな問題がありまして、あるいは將來料金については改訂しなければならぬ面があるかもしれない、その点については現在いろいろ検討いたしておるわけでございます。

○神田委員長 次は中崎敏君。
○中崎委員 下流増の問題に関連いたしましてお尋ねしたいと思ふのでございまして、現在政府の方で下流増として出てくると予定される区域並びにその下流増の数字を一つ示してもらいたいと思ふ。現在並びに今後予定し得る範圍において生まれてくる下流増の、水系から見たものを中心にして御説明を願いたいと思ふ。

○川上政府委員 これは前に一べん御説明申し上げたと思ふのですが、大体今予想される地点といたしましては、全国で約三十くらいに上つております。これは、たとえば水系としましては只見川水系、庄川水系、それから栃木県の男鹿川水系その他全国的に約三

十くらいあるわけでございます。それからそのうちでどれくらいの下流増が生まれるかという問題につきましては、これはいろいろ計算の仕方もあるわけでありまして、実は合計幾らというものは出しておりません。このうちのおもなるものについて、たとえば田子倉にダムを作りますとその下流においてどれくらい出る、あるいはまた、栃木県の男鹿川において川治第一を作るとその下でどの程度の下流増が出るというの、一応私の方としましては作っておりますが、実はその全体の計算の表として出しておりませんので、おもなるものについてはまた資料としてお配りしてよいと思ふますが、一々ここで申し上げましょうか、どういたしまししょうか。

○中崎委員 たとえば今クローズアップされている只見川水系のもの、それからこれとウエイトが同程度であるかどうかわかりませんが、庄川水系、この程度について一つ数字を示して御説明を願いたいと思ふます。

○川上政府委員 たとえば田子倉につきましては、キロワット・アワーで申しますと、下流増が一億八千七十万キロワット・アワー、それから庄川系の御母衣につきましては二億八千二百九十万キロワット・アワーというふうな下流増が出ることになっております。現在の設計を上の方でいたしますとそういう下流増が出ることに一応なっております。

んでお尋ねいたしますが、たとえば田子倉、御母衣、ここにおいて発生すると見込まれる下流増がそれぞれ一億八千万キロ、二億八千万キロということになっておるようでありますが、これから下流において発電する業者が今度受けると思われる利益、これをかりに金額に直して、たとえばこれについてはさらに受け入れ態勢のためある程度の必要な施設等の行われるものもあり得ると思うのですが、そういうものも一応計算の中に入れて、その概算がざっとどのくらいになる見通しであるか、これをお示し願いたいと思ひます。

○川上政府委員 これは計算のやり方によりまして非常に大きくもとれますが、たとえば田子倉について申し上げますと、送電端でそれを計算することにしたとすると、おそらく年に十億以上の利益が上ってくるのではないかと考えます。しかし送電端でとりますと、それよりもある程度少くなると思ひます。六億か七億というようにことになるのではないかとおぼやかに考へておられます。もちろんこれは下の方の発電所のいろいろな施設等も差し引いて計算してそういうふうな数字が出るのではないかとおぼやかに考へておられます。これはその地域、その水系、その発電所、それによつていろいろ違ひますので私どもの方といたしましては、それでは全国的に幾ら出るといふようなものはまだ作つておりませんけれども、今たとえて申し上げますれば、その程度のものが年額として増加利益となつて現われてくるのではないだろうかというふうに考へております。

○中崎委員 將來この法律案が法律となつて、業者間における具体的な話し合いとなつていくと思ひますが、その際における一つの基準となるものは、これは私の考へですが、送電端よりも発電端によつて負担金を決定するべきだと思ひますが、この点いかがですか。

○川上政府委員 その基準につきましては、私どもの方でもかつていろいろ検討したことがございますけれども、今先生がおっしゃいましたように、送電端でとりますといろいろな計算もむづかしくなつて参りますし、そういう関係がありますので、ある程度きちんと出てくるものはむしろ発電端でとつた方がよくはないかというふうにも考へられますし、一応私の方としてかつて研究した過程におきましては発電端を基準としてとつた方がよくはないかというふうに考へていたのでございませぬ。それで、この法律によりましては別にそういうようなこともありませんし、基準というようにものも私の方では別に作つておりませんので、今もしお前の方でどういふ基準をやつた方がいいかというふうなお話であれば、私はやはり今先生のおっしゃつたように発電端でとつた方がよくはないかというふうな気持ちを持つております。

○中崎委員 そうしますと將來関係者間において協議をすべき一つの基準といひますか、その際における話し合いの一つの土台となるものは、一応発電端によるところの下流増の金額を最高限度として、その範囲において諸般の事情などを考慮して、これを一べんにということになし、考へ方としては負担金というものはまず総額をきめられて、これを何年後に払うとか、あるいはどういふようにするかというようになつてもなると思ふのであります。その総額というものは毎年生まれてくるであろう下流増による発電端の最高限度として、その範囲内において話し合いが進められるものと見ていいと思ひますが、いかがでありますか。

○川上政府委員 先生のおっしゃる通りに考へるわけですが、ただこの法律によりまして、この工事の負担といひましては、利益の額を限度とするということと、それから工事の費用を限度とするということになつておるわけでございます。実際問題といたしましては、どういふ程度の額をどういふ方法で払うかという問題につきましては、すべて協議でやるということになつておりますので、業者の間は一べんで全部払うということになればそういうことになりましようし、あるいは発電端でとるといふことになれば、それを基準としてやることになりましようし、その辺はもう少し業者間のいろいろな話し合いをやつてみて、私どもの方といたしましては、何が最も妥当な方法であるかということ、必要によりましてアドヴァイスするなり、あるいは行政指導というものはどうかと思ひますが、そういうことをしてやつていきたいというふうに考へております。

○中崎委員 下流増によつて受益者が負担する金額の決定いかんによつては、必ずしもこれを受けて送電して營業する電力会社のコスト引き上げの理由にならぬのじやないか。従つて電気の値上げの理由にならぬのじやないか。言いかえれば、將來受ける利益の範囲内において負担をさせられるのだから、たとい下流増の負担をしても、それが適正な金額である限りにおいては電気料値上げの一つの根拠にはならぬのじやないかというように考へるのであります。いかがでありますか。

○川上政府委員 その点全く同感でありまして、下流増を支払うがゆゑにその電気料金を上げるといふことには、私は全然ならないというふうに考へております。

○中崎委員 將來、いずれにしてもそういう利益があるのかかわらず、現実にこれを負担する側においては一つの負担であり、苦痛であるに違ひはないのであります。従ひましてできるだけ少く払いたいという考へ方もあるし、同時にまた一べんにこの負担をして金を出すとすることになると、金融の問題等にも関連をしようと思ひます。一休という際においては、政府としてこの負担金の限度における金融措置の点について、どういふように考へておるかをお聞きしたい。

○川上政府委員 これは支払いの方法なんです。十年間で支払うあるいは十五年間で支払うというふうなこともなりましたし、あるいははかりに余裕がありますれば、二年くらいで支払うというふうなこともあると思ひます。これは会社の事情によりまして、ゆとりのあるところは、これは一年、二年で支払うこともありましようし、ゆとりのない場合におきましては、十数年にわたつて支払うということもあつておると思ひますので、特別に私どもの方として下流増のために金融の便をはかるといふ必要はあるいは起らぬのじやないかというふうな考へておられます。

○神田委員長 八木昇君。判断するについては、今後の電源開発の進め方の基本方針、並びに電源開発会社の性格、運営の規定をどうするか。それと電力会社との関係、それから電力会社相互間の諸問題、こういうふうな問題についての明確なる方針というものが打ち出されないと、実を言つて正確なる判断を下し得ない、こういうふうな考へておるものでございませぬ。ところがその問題については、本日大臣の御出席もありませんので一応お伺いを本日はいたしてみたいと思ひます。

まず最初の点は、今至急にこういう下流増の法案を提案されたのですが、近々のうちに実際に下流増の利益を伴うような電源開発の実際の地点というものがあるのか、そして手摺せられておるのか、そこであつて、それらの発電所が実際に完成をしないかというふうな考へておられます。もしこれが非常に大きな額であつて、かつまたどうしても特別なめんどろを見ていかなければならぬということであれば、私の方として考へますけれども、特別に私は今のところそういう事態は起らないだろうというふうな考へておられます。

○中崎委員 この電力料金の問題等もある意味においての関連性があると思ひますが、いろいろ政策上の問題については、通産大臣に対する質問を保留して、一応私の下流増の事務的な問題についての質問はこれをもって終ります。

○八木昇委員 八木昇君。判断するについては、今後の電源開発の進め方の基本方針、並びに電源開発会社の性格、運営の規定をどうするか。それと電力会社との関係、それから電力会社相互間の諸問題、こういうふうな問題についての明確なる方針というものが打ち出されないと、実を言つて正確なる判断を下し得ない、こういうふうな考へておるものでございませぬ。ところがその問題については、本日大臣の御出席もありませんので一応お伺いを本日はいたしてみたいと思ひます。

でございます。

なお、この問題については電源開発会社ができる以前、すなわち旧日発時代におきましても、法律によりまして下流返還の規定は実はあるわけでございます。

○八木(男)委員 さらに追及をする点はあるにしまして、次にほかの問題をお伺いいたします。

実際にこれから下流増利益を受ける電気事業者から工事費を電源開発会社に納めさせる、こういう場合のその工事費の負担額の算定の仕方についてお伺いをいたします。両当事者間において協議をするということと建前としておられるわけにはありませんか、こういうふうなやり方でもってその算出のやり方はしてもらいたいという考え方は、当然立てておられることと思いたすので、その点についてお伺いをいたします。やはり私も考えまして一番困難に感じます点は、なるほど上流に大きなダムができた、従って従来下流にありました発電所が、非常な豊水期あたりにはオーバ・フローをして水が流れておった、捨てておったというふうな点が非常に少なくなってくる。利益を受けるといふことはこれはあり得ると思う。あり得ると思えますけれども、下流にある発電所は、新しい発電所もあれば、もう古い発電所もある。近いうちにはその発電所はもう寿命が尽きてやめる寸前にあるというふうな発電所もある。それで五年後にその発電所がやめたというふうな場合、今度はさらに新しく下流の発電所の建設をやらなければならぬ、こういうふうなこともなってくる。それからまた現

在のところは全然下流に発電所がないのであるが、電力会社が将来下流に発電所を新設するという場合がある。いろいろとケースが違ってくるわけでございませう。それぞれ違ったケースに対しては、どういふふうに対処すべきであるという考え方を御持ちであるかをまずお伺いしたいと思います。

○川上政府委員 この基準につきましても、私の方としまして一応いろいろ検討してあるわけでございますが、たとえば一案としましては、ダムの工事費をCといたしまして、それから上流のダムの直結発電所の増加利益をAとし、それから下流の発電所の増加利益をBといたしまして、上流の直結してある発電所の負担分は、CかけるAプラスB分のA、それから下流の負担分につきましても、CかけるAプラスB分のBというふうなふうに一応方程式としては考えておるわけでございませう。このA、Bの定義につきましても、Aにつきましても、上流発電所の常時換算出力及び換算電力量にそれぞれ引いた額、それからBにつきましても、下流発電所の常時換算出力及び換算電力量の増加分にそれぞれ引いた額、それから、これらの増加を乗じたものから、それらの増加を乗ずるために必要な経費を差し引いたもの、こういうふうな点を考えておるわけでございませう。一応の方程式としておるわけでございます。なお、たとえば米田におきましてやっておりますような例もとりまじり、あるいは従来からいろいろ業者間におきまして相談をいたしましてやっておりますような例もとりまじり、いろいろ検討いたしまして、一応今申し上げましたような、これはきわめてうつつなことを申

し上げましたが、そういう方程式というものを作って、それを基準にしてやってもらうというふうな気持ちを持つておるわけなんです、ただ、ところによりまして今先生からおっしゃいましたように、いろいろなケースがあるわけでございませう。そういうケースにつきましても、あるいはこれよりもっと低く増加利益を算定すべきだというふうな問題も出てきまじり、あるいはもっと大きくやるべきだというふうな問題も出て参りますので、私どもの方としましては、あまりしゃくし定木の基準を提出して、それによつてとにかくやれというふうなことは、これは行政指導としてはあまりやりたくないものでありまして、むしろ業者間におきまして過去の例とかあるいは今申し上げました私どもの方の一案とか、そういうようなものをいろいろ参考にして相談して、すなわち協議してきめていただくというふうな考えておるわけでございませう。

○八木(男)委員 私のお伺いしたかった点は、まだ建設されて間もない新しい下流の発電所は、下流増の利益を受けける期間が将来にわたってずっと長いわけですね。ところがもう何十年も前に建設された下流の発電所は、今後利益を受けける期間は廃止になることがあり得ますからわずかでせう。ですからそういうものについて差を設けるといいますか、そういう考え方があるかどうかという点と、設けるとすればその差の設け方について、先ほど方程式みたようなものがありましたが、差の設け方についても方程式みたようなものを何か考えておられるかという点、これが一つです。

それからもう一つ、現在下流に発電所がないが、電力会社あたりが下流に新しく発電所をこさえるという場合も、上流に何年前にできておったダムの工事費の一部として、やはり追加してあとから金を納めさせる考え方が、この点を聞いておるわけですね。

○川上政府委員 最初の問題につきましても、これは先生のおっしゃる通り、私はもうそうあと幾ばくも余命がないというふうなものについて、非常に大きな下流増を負担させるといふようなことはどうかと思っております、やはりそういうものにつきましても、耐用命数あるいは最近の実際の状況というふうなことを考えて、特別な措置をすべきであるというふうなことを考えております。ただそれについてどういふ方程式でいくのだという点につきましては、実は私の方ではこまかくはそういう方程式を作っておりません。ただ今後、どの程度下の古い発電所が長持ちするのであるかという、そういう耐用命数というのを十分検討いたしましてやりたいというふうなことを考えています。それからさらに下の方へ新しい発電所ができた場合にどうするかという問題につきましては、私はやはりその際追加して処理すべき問題ではないかというふうなことを考えております。

○八木(男)委員 その点は私どもも少しく納得がいきかねるわけですが、上流に電源開発会社が、たとえば昭和三十五年に一つの大きなダムをこしらえた。そして電力会社が、その後昭和四十年ごろ下流にみずからの発電所をこしらえたという場合、その場合にももう五年も六年も前に完成してしまつた上流の電源開発会社のダムの工事費と称して金をとるといふことについて、どうも理解できがたいのです。しかも上流のダムができてから、またさらに相当長期間を置いて二十年も後に下流に発電所を新設したという場合は、こゝとさらその感が深いわけですね。それは一体どういう根拠からそういうお考えをお持ちにおられるか。またそういうことをするということとは、どうも新規水力の建設ということについては、一つの意欲をそぐ結果にもなりはしないか、大体現在そういうダムの下流にまだまだ発電所がないという地点は、相当に技術的には発電所新設がむずかしい地点なんだろうと思つておるのです。そういう点についても一度御見解を明らかにしていただきたいと思います。

○川上政府委員 大体上の方で大きなダムを作りますときにございまして、下の方におきましても大体どの地点に発電所が将来新しくできるであろうかというところは、一応計算に入れておるわけでございませう。私どもの方としましては、たとい下の方で将来できましても、上の方で今作るものについてそういうのを予想して作つていくというふうな考えを持っておりませう。私どもはやはり将来、下の方でそういうものができましても、計算に入れてやるべきではないだろうかというふうなことを考えております。ということとは、どの河川におきましても大体どういふ地点におきましても、将来どの程度の発電所ができるであろうかということとは、一応大体の調べをしておりますので、もちろんこれは十分調べのついでないところもたくさんあるわけでございませうけれども、少くとも現在予想しておりますような地点につきましても、

そういうことも計算に入れて検討をやっておりますので、私はたとい將來におきまして、下の方で新しい発電所ができて、私はやはり計算に入れてやるべきではないだろうかといふふうにお考えしております。

○八木(男)委員 そのような点はおそらく両当事者間に將來いろいろ問題になって、そうにわかには結論は出ない問題だと思ひますが、その点は疑点として残しておきます。

もう一つお伺ひしたい点は、工事費の一部を下流の発電所を持つておる電気事業者からとるといふのですが、元來電源開発会社というものをこしらえて、国家的な大きな投資をして、そして電源開発を利害探算はある程度度外視してでもやらなければならぬといふ考え方に政府がなつたのは、電源開発といふのは一時に巨大な資本を必要とするところからであらう、こゝ私に思ふのです。そうすれば、すでに下流にあるところの発電所の所有者である電気事業者、上流ダムの工事費の一部を負担させるといふことも、一ぺんに金を納めるなどといふことはとうてい不可能なことなす。たとへば田子倉なら田子倉のダムが三百六十億—三百億円なら三百億円の建設費金を要する、それによつて下流の電力会社が下流増の利益を、上のダムが發生する、五億キロワット・アワーのうち二億キロワット・アワー下流が利益を受けるというわけなので相当部分工事費の一部を分担させるといふことで、下流の発電所には三百億のダムそのものの建設資金の中の、たとへば一割なら一割、三十億を分担させる。こゝういふ計算がかりにでき上つたとい

しましても、下流の電気事業者が一時に三十億なんという金を納め得る道理がない。その辺についてはどういふ考えを持つておられるか御説明願ひたい。

○川上政府委員 これはやはり法律によりまして当事者間の協議といふことになつておりますし、もし私どもの方に話がありまして、役所の方で何とか行政指導なり何なりで仲へ入つてくれといふような場合におきましては、私の方としましては、そういう多額の金を一ぺんに払わせるというようなことはなるべく避けて、下流増が毎年大体どれくらい出てくるということになりますれば、出てきた年から、あるいはその翌年から少しずつ、十年払いあるいは十五年払いということに、だんだん返していくように持つていった方がよくはないかと考へておりますが、これは結局、具体的に上の方の発電所と下の方の発電所との間で、額をどの程度にきめ、支払いの方法はどの程度が自分の方としては一番妥当であるといふことを話し合ひ、それで話がつかぬときに私の方が仲へ入りまして、そういうような行政指導をやりたいと考へております。

○八木(男)委員 そのかはいろいろなケースがあつて一律にはいかぬでしようが何カ年払いぐらゐのところを適當と考へておられるか。それはなぜかといひますと、工事費の一部負担という形で取るということになりますと、そこら辺が非常に問題になるわけですが、むしろそういうふうにならぬか、むしろそういうふうにならぬか、それだけのケロワット・アワーの利益を受けたかといふことに基いて、年々電費側の御

ことであれば、むしろそれは技術的に割合に簡單だ。ところが工事費の一部を負担させるということでもって行きますから、その年限をどのくらいにするかといふことが非常に大論争になる。そこでそれは一体お考へ方としてどのくらいのお考へ方を持つておられるか。元來上流ダムそのものの建設資金の元金を取り返すのに一体何年ぐらゐを考へているか、これとの見合ひがあると思ひますので、その点を明らかにしていただきたい。

○川上政府委員 私は額が非常に大きい場合におきましては、これは先ほど申し上げましたように、一年や二年で一ぺんに返すというよりは非常に問題でありますので、なるべく長期で返すように持つていった方がよくはないか、しかもその年の利益の中で返していくように持つていった方がよくはないかと考へるわけですが、それは具体的に大体何年ぐらゐといふふうにお考へるかとおっしゃいますと、これは非常にむづかしい問題で、個々のケースによつてきめるべき問題と思ふのですが、大体十年か十五年ぐらゐで処理した方がよくはないだろうかといふ考へております。これは深く検討して、じゃこゝういふ基準でやるんだといふことではございませんが、大体そういうふうに一応考へております。

○八木(男)委員 その点、これは下流発電所の所有者である電気事業者は、これまたいろいろ資金計画もあつて、電力の需給関係のいろいろな計画もあつて、自分で必要として、そこに発電所なんかを建設したり必要な経費をそこへつき込む、その発電所の施設、容量の大きさも、みずから必要とする

大ききにするという場合はこれは異なるわけですね。むしろ他力的な要素で自分の下流発電所の出力が増大をして発生電力が増大をして、その分は工事費の負担として納めるといふて、やや強圧的に金をよこせよこせ、こゝやられるのですから、その辺のところは實際問題として行政指導をせられるときも、相當うまく指導をせられたいと私は困ると思ひます。一応その点は若干希望の意見として申し上げておきたいと思ひます。

それから今度の法案そのものについて疑義の点をちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。今度の法案によりまして第六條の二のところに「政令で定めるものにより著しく利益を受けるとき」こゝ書いてありますが、著しいといふのは法律としてあまりけつこうな文句でないと思ひます。著しい利益といふは一体どういふことか、著しい利益の限界についてのお考へを明らかにしていただきたい。

○川上政府委員 一がいには限界点をどの程度といふことは、先ほど申し上げましたように個々のケースによりまして非常に違ひますので、一割なら一割あるいは二割なら二割といふことは私の方としても実はきめておりません。ただ社会通念的に見まして、非常にその利益が大きいじゃないかといふようなものにつきましては、政令の定めるところによりまして指定をする、そういうものについては行政的にやるというふうにお考へておられて、それ以下のものにつきましてもある程度の利益がありましてどうしても上の方の話し合ひで何とか下の方の利益をある程度返してもらいたいといふような

ものにつきましては、私どもの方としましてはなるべく行政指導でそういう措置がとれるようにしたいと考へております。著しいといふのを、限界として一割である二割であるといふことは、場合々々によりまして違ふケースが非常に多くありますので、私は何も言えないんじゃないかと考へます。

○八木(男)委員 それだけは私はどうも納得がいきませんので、もう少し明快な表現の仕方に法律の条文はしておいていただきたいと思ひます。それで著しいといふに申しまして、上流のダムの大ききによつて—大きなダムによつて下流が利益を受ける場合、上流ダムの発生電力量の總量に対する利益を受ける割合は、少くともダムそのものが大きい場合には電力量として大きい、こゝういふことになります。今度はダムが小さい場合はその逆が言へることになるわけで、下流にかかつておる発電所の数によりまして、従つていろいろの問題を生むと思ひます。こゝら辺はどうも法律の条文として明快を欠く、私は実はこゝう思ひます。

そこで「政令で定めるものにより著しく利益を受けるときは」と書いてありますから政令で定められるようであります。その政令で定める場合、こゝは著しい利益を受けておる、これは著しい利益を受けていないんだから除外する、こゝういふような認定をする認定者は一体だれですか。

○川上政府委員 今の問題につきましましては、たとえば道路法におきましても、あるいは都市計画法におきましても、やはり著しいといふ文句が入つておるわけなんです。これは先ほど申し上げ

ましたように、通常の利益を非常に越えまして相対利益がある場合、こういうふうな考へるべきですが、その意味で道路法も都市計画法も運用しているのです。だが政令について認定するかという問題でありますけれども、これはやはり政令で——政令を作りますのは通産大臣でありまして、通産省につきまして大臣の責任において政令で定めることに相なるわけでござい

ます。○八木(昇)委員 それはわかつております。それを聞いておるのじゃないので、実際の認定者、実質的の認定者、こういうことを聞いておる。公益事業局長あたりが勝手に御判断になるのか、何か第三者的な機関というのか、そういうような方を講ぜられるのかどうかという点を聞いておる。

○川上政府委員 今特別に法令によりまして何か特別の機関を設けるということは実は考へておりませんが、これをやり出す場合におきましては業者間の意見も十分聞きまして、あるいは電源開発でありますとか、電気事業者でありますとか、あるいは県営電気事業者でありますとか、あるいは学識経験者もたくさんありますので、そういう人たちの意見を十分聞きまして、そしてきめたいというふうな考へております。ただそのときの構成機関につきまして特別なものは政令なり省令というふうなものを作ってやるかということとは今のところきめておりませんが、私どもの方としては少くとも臨時にそういうような機関を作りまして、そこでいろいろ相談をいたしまして、そうしてその意見を十分尊重して通産大臣がきめるということにしていき

いたと考えております。○八木(昇)委員 考へようによれば小さな問題であります。また考へようによれば大きな問題になります。これは各局長が合同して、それで局長会議というのか、そういうものにも諮られるわけでしょうか。こういうようなことに関して……

○川上政府委員 質問の御趣意がよくわかりませんが、各局長が集まってという意味は、たとえば建設省の関係局長であるとか……

○八木(昇)委員 通産省内です。○川上政府委員 もちろんこれは最後は政令をきめますときは省議というのがありますので、その省議で十分諮りますし、その前に課長会議でも相談をしますし、先ほど申しましたような民間の臨時機関でも設けてまして、いろいろ検討をした上で措置したいというふうな考へております。これは私どもとしましては慎重に決定したいと考えております。

○八木(昇)委員 一応それは承わりましたが、単に電気事業者相互間の問題だけでなく、関連するところはあらゆる産業にも及びますし、その地点の周囲のいろいろの点に影響を及ぼしますので、そういう点は一つ慎重に配慮願いたいと思ひます。

○八木(昇)委員 これはまた先ほどの問題に少くも遡戻するわけでありますが、もう一つお伺いいたしておきます。下流増利益を受けるところに上流ダムの工事費を分担させる場合、幾ばくの金を分担させるかという場合に、たとえば十億円なら十億円、それを十五年払い、こういうことになれば、当然将来物価の変動があつてもその通り、たとえば十億の十五分の一ずつを十五年間にわたつて納める、こういうことになるのは当然だろう、こういうことです。ただそうではなくて、五年か十年か前に上流にダムができて上つておつた。その十年も前にでき上つておつたところの下流に新規水力を作つた、こういうふうな場合に、上流ダムの建設費というものは、それができ上つたときの金額といひますか、そういうものに基いて算定をするわけでしょうか。その点をお伺いするわけ

です。と申しますのは、こういう資本主義経済機構下においては、若干の上りの波があつても、必ずインフレ経済ですから、必ずそういう変動があります。その点を明らかにしてほしい。

○川上政府委員 これはやはりそういう変動がありまして、そのときダムのでき上つたその工事費によりまして私どもの方では計算してやりたいというふうな考へます。

○八木(昇)委員 もうだいぶ時間がかりましたので、あと一、二点だけお伺いしておきます。これは少くも根本問題にもなつてくるのですが、局長のお考へとしては、現在の電源開発はいろいろな要素からなかなかうまく進まない。電源開発を阻害する要素はいろいろあると思うのですが、現在の日本において電源開発を阻害しておる最大の要素は一体何か。それからそれぞれの要素のウェイトといひますか、こういうものについてお伺いいたします。と申しますのは、この法案提出の根拠の一つとして、こういう下流増利益金あたりを相

当取らぬと電源開発を将来どんどん進めていくについて一つの阻害をもたらすという趣旨の御説明があつたのであります。その点をお伺いいたします。一体補償関係か、土地の取用関係か、水利権の関係か、それとも下流増の問題はそれよりもっと大きな問題であるかということですか。

○川上政府委員 この電源開発は、それを実行するにいろいろの障がい点がある。それはどうかうまうまといふようなお話をすけれども、私はこの下流増につきましても、やはりいつま

でもこういう問題がはつきりしないのできまらないというふうなことになる。と、結局上の方でどういふ規模のどういふダムを作るかというふうな問題がはつきりしませんが、そのために非常におくれているという問題がございすし、またいろいろその間におきましてトラブルがありますと、実行するになかなかひまを要するという問題がございすので、下流増の問題についてはこういう法律をお願い申し上げたので

すが、私はこの下流増が電源開発について最も大きな障害になつておるといふことはあえて申し上げませんが、その中の一つであるといふことは申し上げてもよいと思つております。それよりもっと大きいものがこれ以外にもあるのじゃないかと思ひます。たとえば今お話のありました水利権の問題とか補償の問題とか、あるいは金の問題などというものは、私は電源開発について相当大きな障害になつておるといふように考へますので、これは先般大臣からもお話がありましたように、何とかこの補償について一定の基準を設けて、それによつて補償がうまく解決するように、また水利権につきましても、いろいろ手続その他の問題で長引かないように処理するとか、いろいろなそういう問題について何とか早急に解決したいということ、法律もわれわれ内部におきましては一案を作りまして、関係各省との間でいろいろと相談したのでありますが、どうしても今度の国会には間に合わないというふうなことになる。改定ということも電源開発促進に若干役立つと思つておりますが、それだけをや

につきましては今後いたしました、なるべく早くそういう問題を解決したいというように考えておられるわけでございます。従つて下流増の問題も、電源開発促進についての一部の問題ではあるけれども、ほかにもいろいろ問題があつて、そういう問題も私どもとしても早急に解決したいというふうな考えております。

○八木(昇)委員 これは実は参考人がおいでになつたときに、特に民法上の問題とかその他について論議をされたときに欠席をしておりましたので、あるいは私聞き漏らしておつて、こういう点についてはすでに議論が尽きておるのかも知れませんが、最後に一点だけお伺いしておきます。

というのは、新聞その他で報ぜられておるところによりまして、最初この法案は、当事者間に話し合いがつかない場合の処置のやり方について条文が明記してあつた。当然法律としては通常そうあるべきである。ところがそれが削られてしまつて、法案としてここに出て参りましたために、ある意味では非常に奇妙な格好にもなつておるわけです。従つてどうしても両当事者間に話し合いがつかず、紛争が続くという場合に、これに対する裁定もしくは訴訟の規定がないわけですね。そこである法律専門家に私聞いてみました。こういうような法律でどうしても話し合いがつかない場合、たとえば電源開発会社が電力会社を相手取つて訴訟を起した場合に金を取れるようになるだろうかとか聞いたところが、いやそれはやりましてもこの法律の条文では取れぬでしょうなあという話でした。それではどうも、この法律の趣旨に賛成す

るといなどにかかわらず、法律そのものとしての価値というものについて非常な疑いを私どもは持ちます。そこでどうしても話し合いがつかない、二年も三年も両当事者間で突つぱり合つてどうにもならないという場合には、一体どうするおつもりであるか。このままだけは仕方ない、メイファーズといふことなのか、何かその場合に効果的な打つ手があるのか、その辺のところを一つ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○川上政府委員 まことに先生のおっしゃる通りであります。法律的には、やはり話がなかなかつかない場合におきましてはその金が取れないといふことに相なるわけですが、これは私の方といたしましては、この際は一揮の原則といひますか、憲法的規定にしておきまして、そうして工事費の一部を負担しろ、その次は協議をそれについてはしなさいといふことにしまして、なるべく民主的に話し合いがつかないように一つしていきたい、そしてなかなか話がつかない場合におきましては、行政的といひますか、私どもが中に入りまして一つ話をつけるように御協力いたしたいといふふうな考えでございます。將來、どうしても話がつかなくてどうにもならないというような場合におきましては、私どもの方といたしましてはまたお願いをしまして、裁定の規定でも作つてもらふよりほかに、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

○神田委員長 次に繊維工業設備臨時措置法案を議題として審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿左美廣治君。

○阿左美委員 この繊維工業設備臨時措置法案に対しては、業界におきましても非常に賛成しております。私どもも適切な法案と考えまして賛成をいたしておるのであります。しかしながらこの法案の裏づけを見ますといふかにも貧弱でございます。この予算の範囲内において果して業界が救われるかどうかということにきわめて疑問を持つものでございます。御承知の通り繊維工業者は、戦争中、国の要請によりまして全部設備を供出したのでございませう。戦後、現在の設備は一切その自己資金においてその設備をいたしたのでございませう。そして戦前に供出した設備については、国から特殊預金をもらひまして、その特殊預金は五万円で打ち切られてあるのでございませう。業者といたしますと、戦前の設備

というものはほとんど国の要請のもとに全部供出して、その資金はただになつた、こういう状態であるのでございませう。その後の設備に対しましてはどこからも融資を受ける道がありません。これは結局運転資金の名のもとに現在の設備をいたしたのでございませう。その資金が現在にたどりましても、現在の業界というものは資金的に非常に苦しんでおるといふのが事実でございます。そういう点から考えてみて、現在の設備が過剰しておるといふことは、一応戦後業界が無計画に設備をしたというふうな所りもありませんけれども、私は業界が積極的にその設備をしてすべての繊維を増産したといふことが、今日国民の衣料も何不足も

なく、むしろ海外まで発展いたしました。御承知の通りアメリカにおきましては日本製品を駆逐しなければならぬというふうな状態にまで発展したといふことは、これは業界が非常に努力した結果においてこういうことができたので、業界が今日まで努めてきたといふことは国家の経済にも大いに貢献しておることじやないか、こういうふうに考えます。そこで、現在設備が過剰したとは申しませうけれども、現在の設備はもはや老朽化いたしました。その設備は入れかえなければならぬという状態になっておるのであります。むしろ現在の設備は、老朽化したのみならず、非常に幼稚な設備でありまして、現在は非常に優秀なる設備が必要になつて参つたのであります。製品にいたしましては、今までは量において生産されたのでございませうが、今後は質において生産しなければならぬので、大いに技術を要するのでございませう。やはりその設備といたしましても、非常に内容のあるところの高級な設備を必要とするような状態にあるのであります。この法案に対しまして、一部織機メーカー、紡績メーカーの反対等も聞いておりますが、これは本法案を理解しないものでありまして、決してこれはそういうものではございませぬ。むしろメーカーはこの法案を歓迎すべきじやないか、そして織機の入れかえをする、現在の織機ではどういふ業界は立っていかないのであります。そういうふうな点から考えてみますと、私はどうしても買ひ上げに参つての予算が貧弱である、こういうことをいわざるを得ないのでございませうが、これは一応予算に計上されてお

りますから、本年度どうこうというところもいかがかと思ひますが、業界の負担において現在の過剰したる設備を整備するといふことはなかなか困難でございます。こういうふうな状態におきまして今後この法案が通過いたしますれば、業界において整備しなければならぬと思ひますが、そういう際に資金面で、国のあつせんまたは融資の道を講じられるようなことができるかいかをお伺いしたい。

○小室政府委員 ただいまの阿左美委員の御質問一々まことにごもつともでございます。終戦後非常に困難を押し参つたのであります。一面その内容において非常に機械が老朽化してある、あるいは近代的不い、能率的でないといふような点がございまして、従来中小企業に対する補助金も、こういう絹、人絹織機などにある程度重点を置いてやつて参つたのであります。今回の法律が通りますと、こういう織機の過剰なものを処理する、またこの内容をできるだけ能率化していくといふことが、これが最大の眼目でございます。そういう場合に一億二千万円程度の補助金ではなかなか十分な効果を上げ得ないといふことは、私どもも承知しておるのであります。本年度はそういう理由もありませんし、本年度はそういうことに相なつたのであります。この補助金と並行して、設備金等々を運用して参りたいと思ひます。同時にまた、必要な箇所で金融の措置も講じなければならぬといふことは考へております。本法律案が通りまして、施行になりますと、実際の施行

りませぬ。本年度どうこうというところもいかがかと思ひますが、業界の負担において現在の過剰したる設備を整備するといふことはなかなか困難でございます。こういうふうな状態におきまして今後この法案が通過いたしますれば、業界において整備しなければならぬと思ひますが、そういう際に資金面で、国のあつせんまたは融資の道を講じられるようなことができるかいかをお伺いしたい。

後の本年度の繰数がどのくらいになりますか、その辺もよくにらみまして、また補助金額や処理さるべき織機の台数、それから設備等その他いろいろな点をにらみ合せて、必要な金融等であつせんしなればならぬという点があればできるだけ善処して参りたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○阿左美委員 大体において、絹、人絹と綿との話し合ひは業界におきまして、一億二千万円のうち、七千万円を綿に、また五千万円を絹、人絹にというふうに聞いておりますが、五千万円ので、これが業界のためになるということは、全く考えられないのであります。

〔委員長退席、小平(久)委員長代理着席〕

大体において本年度の絹、人絹の織機の買上げ計画が一応五千台くらいということをおいておるのであります。五万台を過剰しておる織機におきまして、五千台を買い上げたというところの設備においては、一割にも当らぬというふうな織機を買い上げて、効果があるかないかというふうなことは、きわめて疑問でございます。でき得れば、本年度においては実際五万台買上げるというふうな案を立てる必要があるのではないかというふうに考へます。ことに繊維製品というふうなものは、国民の必要な生活衣料品でございますので、長い期間、五年とか七年ということになりますれば、これは業態が變つて参るのであります。その企業整備の計画というものは、そう長年

かかつてこれをやるということはどうかと思つてあります。とりあえず現在過剰しておるのでありますから、そういう場合に、やはりこれは即刻にそういうふうな過剰した設備を整備するということが必要だろふと思つてあります。私はどういたしまして本年度内にも少し多数の織機の整備が得るような方法を講ずる必要があるのではないかというふうに考へます。きに、どうも現在の予算面ではどうにもならぬ。そこで一つ御考慮をいただきまして、何とか整備において融資の道を開いていただきたいということを私は強く要望するわけであります。これは局長にお願いをいたしまして、なかなか無理かもしれぬと思つておりますが、やはりこの法案の審議に当りましていろいろまた大臣にもお願いをいたしまして、こういうふうな法案を通過させる上におきましては、どうしても予算面におきまして何とか御心配をいただかなかつたならば、せつかくの法案もやはり効果が無いじゃないか、こういうふうな考へますので、本日は時間も非常に過ぎておりますから、後日大臣の出席のときにいろいろまたお願いをすることにいたしました。本日はこれをもつて私の質問は打ち切ることになります。

○小平(久)委員長代理 本日はこの程度にとどめます。
次会は明二十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。
午後零時三十三分散会